

## 議題 4

令和 6 年 1 月 24 日  
学校教育部指導第二課

### 沼田高等学校寮の食事提供に係る管理運営の見直しについて（報告）

#### 1 経緯等

##### (1) 寮の設置及び費用負担について

- ・ 沼田高等学校の寮は、「遠隔地から通学する生徒一人一人に安定した生活基盤を確保することにより、規律正しい共同生活の訓練を通じて、人間形成を助成するとともに、学習環境を整え、教育目標の達成と体育コースの活性化を図ることを目的に、体育コースに在籍する生徒を対象として、本市が平成 26 年に追加設置した。
- ・ それまで、沼田高等学校では、他の市立高等学校と同様、市が準備した校内の食堂スペースや設備を利用して、PTA が直接事業者と契約し、生徒に昼食を提供するための食堂を運営していたため、寮を市が設置する際、寮の食事提供についても、既存の食堂を活用することで、できるだけ保護者の負担を抑えつつ、体育コースの生徒に必要な食事を提供する観点から、教育委員会、学校及び PTA が協議を行った上で、事業者の了解を得て、PTA が食堂の運営とともに一括して同じ事業者と契約を行うこととなった。
- ・ 現状において、寮の食事提供に係る費用の負担は、施設費、設備費及び光熱水費については市（学校）が、食材費及び調理員人件費については保護者が、それぞれ負担している。

##### (2) 寮設置後の状況について

- ・ 寮を設置した当時の物価では、体育コースの生徒に必要十分な食事が提供できていたが、平成 31 年度頃には、最低限必要なカロリー総数などの目安は満たしつつも、食事の量や質の部分で一部の保護者から見直しを求める声があり、当時、事業者の変更を検討したものの、他の事業者から提出された見積金額はどこも従来の額より高額で多くの保護者は負担の増加を望まなかつたため、現行事業者のまま、体育コースの生徒に相応しい水準の食事を十分に提供できているとは言えない状況が続いていた。
- ・ そうした中、令和 4 年度になって、運営事業者から食材費等の高騰による値上げの申し入れがあり、昨年 4 月からの保護者負担金は増額されたが、食事の量と質に現状維持以上の改善は見られなかった。

##### (3) 寮の食事の提供停止及びその対応等について

- ・ 昨年 9 月に、食堂と寮の食事を提供している事業者から、事前通告もない状況で、突然食事の提供がなされないという事態が発生した。
- ・ 当該事業者と連絡が取れない中、PTA、学校及び教育委員会で対応策を検討していたところ、沼田高等学校卒業生が経営する弁当事業者から協力の申し出があり、緊急避難的に、当該弁当事業者による弁当の配達で寮生の三食の食事が確保できることになった。
- ・ その後、PTA において新たな事業者選定に向けた検討が進められ、11 月 6 日に別事業者との契約（令和 6 年 3 月末まで）を締結し、11 月 27 日から食事が提供されている。

## **2 今後の対応方針**

沼田高等学校については、市立高等学校の魅力向上の取組の一環として、体育コースの充実に取り組んでいるところであり、より一層の魅力化に向けて、寮の食事についても、体育コースの生徒にとってより相応しい水準のものにしていく必要がある。また、寮は生活の場であり、生徒にとって食事場所は基本的に食堂以外に選択の余地がない状況であることなども踏まえ、寮の設置者として市がこれまで以上に主体的に関与することとし、本市が寮の食事提供業務の契約主体となり調理員人件費相当を負担するとともに、保護者には食材費相当を引き続き負担していただき、全体として量・質ともに充実した食事を安定的に提供できるようにする。

## **3 事業者の選定方法**

体育コースの生徒に相応しい水準を確保しつつ、事業者の創意工夫による、より質の高い食事の提供等を目指すため、公募型プロポーザル方式とする。

## **4 実施時期**

令和6年4月1日からとする。